

保 健 福 祉 委 員 会 記 録 (No.10)

1 日 時 令和5年7月27日(木)
午前10時06分 開会
午前11時58分 閉会

2 場 所 第6委員会室

3 出席委員(10人)

委 員 長	村 上 直 樹	副 委 員 長	小 宮 けい子
委 員	日 野 雄 二	委 員	西 田 一
委 員	金 子 秀 一	委 員	山 本 眞智子
委 員	白 石 一 裕	委 員	伊 藤 淳 一
委 員	荒 川 徹	委 員	井 上 しんご

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

保健福祉局長	武 藤 朋 美	障害福祉部長	西 尾 典 弘
障害者支援課長	三 好 秀 樹	子ども家庭局長	小笠原 圭 子
子ども家庭部長	岩 佐 健 史	こども政策推進担当課長	村 上 奈津美
子育て支援部長	高 橋 浩	母子保健担当課長	中 原 尚 子
子ども総合センター所長	安 部 聡 子	子ども総合センター次長	北 崎 賢
児童虐待対策担当課長	赤 塚 直 人	外 関係職員	

6 事務局職員

委員会担当係長	有 永 孝	委員会担当係長	梅 林 莉 果
---------	-------	---------	---------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	陳情第156号 重度障害者タクシー利用券を使いやすい制度にするための改善について	継続審査とすることを決定した。
2	子育てしたいまちづくりについて	子ども家庭局から別添資料のとおり説明を受けた。

8 会議の経過

(陳情第156号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

○委員長(村上直樹君) それでは、開会いたします。

本日は、陳情の審査を行った後、所管事務の調査を行います。

初めに、陳情の審査を行います。

陳情第156号、重度障害者タクシー利用券を使いやすい制度にするための改善についてを議題といたします。

本件について、当局の説明を求めます。障害者支援課長。

○障害者支援課長 では、重度障害者タクシー利用券の制度につきまして御説明いたします。

北九州市では、在宅で生活している重度障害のある方の外出を支援するために、昭和63年から、タクシー利用の際に運賃の一部を助成する重度障害者タクシー運賃助成事業を実施しております。対象となる方は、北九州市に居住する市民税非課税世帯に属している方であって、身体障害者手帳の視覚障害、下肢・体幹・移動機能障害または内部障害の1、2級、療育手帳のA、精神障害者保健福祉手帳の1級のいずれかの手帳をお持ちの方となっております。

本市の利用状況でございます。令和4年度の状況について御説明いたします。

まず、利用券の交付を受けた方は4,658人です。令和3年度は4,702人、令和2年度は4,736人で、ここ数年、大きな変化はございません。また、事業の決算額につきましても、7,000万円程度で推移をしております。

次に、利用状況の分析をいたしました。令和4年4月に利用券の交付を受けた方は3,635人、そのうち、利用券を1枚でも使用した方は2,528人でございます。使用率は7割となっております。さらに、当該月の使用枚数について分析を進めた結果、利用券の交付を受けた方のうち4割の方、使用した方のうち6割の方が、4枚使用している状況でございました。

続いて、他の政令市の状況を確認いたしました。全ての政令市で、重度障害のある方に対するタクシー運賃助成事業が行われております。御指摘いただいた事例に関しましては、利用券1枚当たりの助成額は、本市は初乗り運賃相当額、現在610円でございますが、他の政令市では500円が多くなっております。また、利用券の交付枚数は、本市は48枚ですが、他の政令市では14枚から96枚と幅がございます。利用券を一度に複数枚使用できる政令市は、半数でございます。ガソリン代助成と選択できる政令市は、半数でございます。以上のことが確認できました。

さらに、その他の内容につきましても併せて確認を行いました。1人当たりの年間助成限度額につきましては、北九州市は約3万円となっておりますが、他の政令市では7,000円から7万9,000円となっております。また、1人当たりの年間平均助成額でございますが、北九州市は約1万5,000円でございますが、他の政令市では3,000円から2万9,000円となっております。利用券の使用率ですが、北九州市は約51%となっておりますが、他の政令市では24%から72%となっております。

これらのことが確認できまして、北九州市の制度につきましては、政令市の中で中ほどに位置しているのではないかなと認識しております。

以上のことから、本市の制度につきましては、利用券1枚当たりの助成額が他の政令市と比較して相対的に高くなっているとともに、社会経済情勢の進展に伴うタクシー料金の値上げにもその都度適切に対応できてきたこと、1人当たりの年間助成限度額は近隣の5つの政令市の中で最も高くなっていること、1人当たりの年間平均助成額は近隣の5つの政令市の中で2番目に高くなっていることなど、優れた点も多いと考えております。

また、本市では、制度開始当初から、一月当たりの使用枚数を4枚として運用してきたところであり、これは本市独自の特徴でもございます。このことに関しましては、一定数の利用券をある期間内に自由に使用できるとした場合の消費行動として、例えば、期間の当初に利用券のほとんどを使用してしまい、期間の後半には利用券がなくなり使用できなくなった、あるいは、期間の当初は様子見で利用券を大事にとっておいたところ、使用する機会を逃してしまい、結果的に多くの利用券を使用しなかったなどの事象が想定されるところでもございます。そのため、本市では、期間の設定を1年ではなく一月としてこの制度の運用を行い、生活の中で定期的な利用を促し、利用者の外出を支援してきたところでございます。結果として、利用券の使用率は政令市の中でも中ほどに位置してございます。

このように、本市の制度は他の政令市と比較しても遜色ないものであり、年間を通じて定期的な外出を支援する仕組みとなっていることから、現在のところ制度の見直しは考えておりませんが、当事者の皆様の声や他の政令市の状況、社会経済情勢等を勘案しながら、引き続き制度を運用していきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。

なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

それでは、質問、意見はありませんか。荒川委員。

○委員（荒川徹君） それでは、お尋ねしたいと思います。

まず、先ほど課長から、この対象となる方の説明がありました。それで、これは把握できているかどうかということでお尋ねするんですが、先ほどの住民税非課税の対象となる条件に当てはまる方が大体どれぐらいいらっしゃるかということをお教えください。

それから、先ほど執行率等の説明がありました。予算額、決算額が幾らだったのかというのを教えてください。決算が出ているのは2021年度ですので、2022年度はまだ分からないですよ。概算が出ていれば教えていただきたいけど、分からなければ2021年度の予算額と決算額を教えてくださいと思います。それと、執行率ですね。

それからあと、今の説明では昭和63年から始まったと、使用の期限が最初から1か月ごとに毎月4枚ということで、その月の月末までしか使えないという。途中からじゃないですかね、違いますかね。私の記憶違いかもわからないけど、最初は年間を通じて使えていたんじゃないですかね。途中から現在のようになったと私は記憶していたんですけど、間違いだったら間違いと指摘してもらったらいんですが。

それで、今、毎月毎月期限を決めて4枚ずつ使えるようにしていることの意味合いというのは説明がありましたけど、この制度というのは特に外出支援ということですから、例えば、ある季節的ないろんな行事とかの関係で、この時期にいろんな行事が集中するとかという場合には、使う側としては、そこでこれを使いたいなとか思ったり、そういう裁量の自由度とか、もっと柔軟にできるようにするべきじゃないかなと思うんですね。48枚もらって一遍に使ってしまって、あと年度末に足らなくなったというケースももちろんあるかもしれませんが、その人その人がどういう目的で使うかというのはそれぞれあるので、やっぱりもっと自由度が必要ではないかと。

それから、タクシーだけじゃなくてガソリンの補助も選択肢としてあるところが半数と言われたでしょ。今、住民税非課税の世帯の方でも車を持っていらっしゃる方、車がないと生活できないという方もたくさんいらっしゃるの、これはやっぱりそういうふうには選択肢を増やす必要があるんじゃないかと。ほかのところは、現にやっているわけですから。これはぜひ検討していただきたいし、見解をお尋ねしたいと思います。以上です。

○委員長（村上直樹君） 障害者支援課長。

○障害者支援課長 まず、非課税世帯の方の人数でございますが、我々は非課税世帯の方がどれぐらいいらっしゃるかといったところの捕捉ができませんので、その人数については承知していないという状況でございます。実際にこのタクシーの事業を利用されている方は今現在4,700人程度で推移をしているという状況でございます。

それから、予算、決算の状況ということでございますが、令和3年度当初予算が7,800万円で、決算額が7,250万円ということになってございます。

それから、このタクシー助成事業の開始当初から4枚だったのか、途中から変更になったのではないかという御質問でございますが、月4枚、48枚という仕組みについては、昭和63年開始当初から行っているものでございます。ただ、過去におきまして、月4枚という部分が、若干翌月に使用しているといったような実態もあったということから、現在、タクシー利用券につきましては、利用券そのものに4月分、5月分と明記をした上で当事者御本人にお渡しをし

ていると。以前はそういう4月分とか5月分といったような明記はなかったと聞いております。したがって、この4枚、48枚につきましては昭和63年当初から実施しているルールでございます。

そして最後に、もう少し自由度、あるいはガソリン代の補助など、もう少し選択肢を増やすといったような仕組みができないかというお尋ねがございました。

障害者の方が外出する場合の支援の仕組みというものは、例えば、公共交通機関の中でもバスとか電車に乗るときに5割引になるといったような仕組みがございます。また、自家用車等を利用する場合は、例えば、有料道路の利用料金が割引になるといったような仕組みもございます。そういう仕組みの中で、我々市としてどういったところができるかということを考えて、現在の仕組みをつくって運用しているところでございます。こういった重度の障害のある方の外出の支援につきましては、当事者の声とか、繰り返しになりますけど、他政令市の状況、それから社会経済情勢、そういったところを勘案しながら、引き続き研究を続けて、制度の運用に生かしていきたいと考えてございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 私の記憶違いですかね。もともとそういう要綱になっていたということなんでしょうか。だけど、以前は比較的その辺がかなり自由に、運用上そういうことができていたんじゃないかなと思うので、だから、それは悪かったわけじゃないんですよ。たしか、そうしてはいけないということじゃなかったですよ。だけど、それを厳密にしたということだと思んですけど、それはそれで分かりました。ただ、今の実施要綱がそうなっているとしても、やはりもっと自由度を高めるような改善が必要だということは強く申し上げておきたいと思えます。

それから、住民税非課税の重度障害者の方は把握されていないということですが、現状では、税務当局と情報交換して把握するということはできないんですかね。実際に、毎年継続して使われている方には区役所から通知が行くわけですよ。それから、新規で障害者手帳を交付された方にも、その場で、こういう制度がありますよということを紹介されるわけですよ。それはいわゆる一般論として言われるわけですか。それとも、その方が非課税だからということも前提に案内されるんですかね。そこを教えてください。

○委員長（村上直樹君） 障害者支援課長。

○障害者支援課長 課税状況につきましては、基本的に御本人の同意というものが必要になりますので、窓口におきまして御本人の同意の確認が取れた上で課税照会をしているという状況でございます。したがって、市内の重度障害のある方のうち非課税の方がどれぐらいいるかといったようなところにつきましては、我々としても把握ができないという状況でございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 分かりました。税の情報って非常に厳密ですから、勝手に行政の内部でやり取りすることはできないというのは分かっているんですけど、恐らく、今現在使用されていらっしゃる方よりももっと多くの方が条件的にはこれの対象になるんじゃないかと思うので、徹底して周知をする必要があると思いますので、そこは今後の取組をしっかりとやっていただきたいということを提起しておきたいと思います。

それから、ガソリン代の補助のことも含めて今後とも研究していくとおっしゃったけど、ぜひこれは前向きに検討していただきたいということを要望しておきたいと思います。以上です。

○委員長（村上直樹君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） まず1点目ですが、保健福祉局は、北九州の位置が他の政令市の中で真ん中ぐらいだからよかろうがとか、そんな考え方、発想はやめなさい。

これはまず、北九州はなぜ初乗り料金にしたのか。他都市は500円券。枚数を見ると、多いところで名古屋、川崎、横浜、神戸ですね。神戸が大体72枚で年間3万6,000円、それから、84枚の川崎、年間4万2,000円、名古屋96枚、年間4万8,000円。北九州の初乗り料金は610円ということだったと思うんですが、それで4枚で年間12か月で2万9,880円、約3万円。決していい位置ではないと思っていますが、まず初乗り料金でした理由は何なのか、他都市と同じ500円券をやらなかった理由。北九州はちょっと特別、これは北九州方式と言わんばかりなのか。

ましてや今の市長は厚労省の出なんで、一番こういうところには手厚く、それから、子育て支援も含めて、高齢者、障害者の方に対して手厚くやらないといけないと思っていますが、今のままでいいはずがないと私は思いますが、どうも答弁を聞いていると、今のままでいいという考えで、保健福祉局はその立ち位置なんですよ。まず、初乗り料金にした理由と、福岡よりは、福岡は年間55枚ですから、そうすると2万7,500円、北九州のほうが2万9,880円、多いんですが、このままでいいという思い、どうも今の保健福祉局の答弁を聞くと、これ以上はということにしか聞こえないですね。

生活保護者は本当にタクシーを無謀に使っていますよ。私も監査をやっていたから、そういうのは上がってきていました。障害者の方、重度障害者の方、大変じゃないですか。まず、その辺を聞かせてください。

○委員長（村上直樹君） 障害者支援課長。

○障害者支援課長 まず、初乗り運賃をなぜ設定したのかということでございますけれども、制度当初から初乗り運賃ということで運用しておりますが、その理由については、申し訳ありません、私は承知をしておりません。ただ、他政令市の中でも、500円券を運用している自治体が多いんですけれども、4か所、初乗り運賃で運用している政令市もございます。

この初乗り運賃を適用するときのメリットとしましては、先ほど最初の説明の中でお伝えしたんですけれども、これまでのタクシー運賃の値上げに応じて、その時々々の社会情勢に応じて金額の見直しができてきたといったところが1つ大きいのかなと思います。それから、500円と

いうことで運用した場合に、初乗り運賃が500円を下回るようなタクシーがもしあった場合にその差額はどうなるのかといったようなところで、他の政令市でこれまで疑義があったといったような事務的な部分もございますけれども、制度の運用として初乗り運賃を適用したというのは、そういった柔軟な対応ができるといったようなところが大きかったのではないかなと考えております。

それから、今回のこのタクシー助成の仕組みなんですけれども、これにつきましては我々も、このタクシー助成に限らず、障害者施策につきましては当事者の皆様の声、そういったところを聞きながら制度設計、改善を進めておりますので、今後もその辺の方針に変わりはありません。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） 初乗り運賃4か所、それは政令市ですね。4か所の都市名と、月に何枚その他都市がやっているのか、年間どれだけやっているのか聞かせて。

○委員長（村上直樹君） 障害者支援課長。

○障害者支援課長 初乗り運賃を適用している都市としては、さいたま市、千葉市、名古屋市、それから北九州市ということになっております。

利用券の交付枚数は、さいたま市は54枚、千葉市は30枚、名古屋市は96枚となっています。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） 名古屋市は初乗り料金でやっている。これを見ると500円と思ったけど、名古屋は初乗りで96枚、そうすると、ばく大な額になるよね。北九州の約倍ですよ。そうすると、名古屋は、6万円から7万円補助しているということですよ。それから比べたら少ないんじゃないの。千葉の30枚というのちょっと意味が分からないけど、さいたま54枚、せめて48枚から改善すべきことだろうと私は思いますが、何よりも、重度障害者の方が使いやすく、月に4回に限らず、この月はよく出るとかあるわけですよ。そのことも考えて、いつでも使えるということにしてあげたら、使い切ったら先になくなるかもしれませんが、そのぐらい必要じゃないの。生活保護者が病院へ行くのにタクシーを使っているんだよ、じゃんじゃんぱりぱり。そんなことを考えたら、ここは考えるべきではないかと私は思うけど、もう一遍聞かせて。

○委員長（村上直樹君） 障害者支援課長。

○障害者支援課長 このタクシー運賃助成事業の在り方につきましては、当事者の皆様の声、それから他政令市の状況も含めまして勘案しながら、引き続き考えていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） 高齢者、障害者に優しく、子育てしやすい町、住み続けたい町、そんなことを威張って言うのであれば、このことは大切じゃないの。そういうことをやるのが大切

なことですよ。

今、タクシーのチケット、期間限定であります、500円券を2,000円出せば3,000円分もらえるという、そんなこともタクシー協会がやっていますよね。この辺はしっかり考えて動くように強く要望しておきます。終わります。

○委員長（村上直樹君） そのほか。井上委員。

○委員（井上しんご君） では、伺います。

先ほど課長から、当事者の声を聞きながらこれからやっていきますというお話でした。今回、議会に陳情という形で上がっているんですけども、恐らくこれまでもこういった声はあったと思うんですよね。さっき荒川委員の質問の中でも、当初は、制度的には月で使うということが、少し余裕があって、多少月をまたいでもということで、厳密になったときにも、いやそれは困るという声もあったんじゃないかなと思うんですけども、これまでそういった当事者の声は届いていたのか、また、それを聞く仕組みがなかったのかについて教えてください。

○委員長（村上直樹君） 障害者支援課長。

○障害者支援課長 タクシー運賃助成事業につきましては、これまでも当事者の皆様あるいは議会の場におきましても様々な御意見をいただいていたところでございます。我々といたしましても、こういったところにつきましては引き続き、今後の制度設計の在り方に当たり参考にさせていただきたいと考えてございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 井上委員。

○委員（井上しんご君） 分かりました。

先ほど、利用率が51%で、他の政令市でも24%から72%、中頃ということで、先ほど日野委員から言われていましたけれども、これでいいということはないと思うんですね。じゃあ72%がどういうところかなと思うんですけども、例えば神戸市であれば、ガソリン代の補助としても使えるし、一度に複数枚使えと、結構自由度の高いところのほうがやっぱり利用率も増えてきているんじゃないかなと思っております。先ほど言われたように一気に使い過ぎてしまわないように月の枠を縛って、それで利用していくという、そこで移動をちゃんと確保するという市の考え方も分かりますけども、使うほうがどう思うかということですね。障害者を支援するという観点でいった場合、もうちょっと幅があるとか、毎月ちゃんと決まったふうに使いたい人はそれでもいいですし、ちょっとここに行きたいなというところで枚数を使いたい人にも対応できる、あくまでも障害を持った方の自分たちの生き方とか判断を尊重する、今、市でも議論されていますけど、障害を持っている方たちの自己決定権を保障するという観点でこれから見ていく必要があると思っています。

他の政令市のいい取組を全部やっていくぐらいの形で、北九州は日本一だと思われるような、これまでもずっと北九州は様々な分野で日本一を目指そうということでやってきた。ですから、今回こういうふうに議会まで陳情が来たということは、ある程度そういったニーズがあ

って積み重なった中で、今回何とか議会にということまで直接陳情に来られたと思っています。ですから、そういった視点でやっていかないと、これからもどんどんこういった問題が積み重なって、結局北九州は何もやってくれないというふうになってしまって、住みにくいなどなるとは意味がないと思うんですね。これから北九州がどう飛躍していくかという鍵になると思いますので、こういった部分で意見を。

あと、利用率51%、荒川委員の質問の中で、予算の執行率はということで、僕が聞き漏らしたか答弁漏れか分かりませんが、7,000万円の予算を組んで実際半分ぐらいしか執行していないんだとしたら、執行率としては非常に低いんじゃないかと思うんですが、この点2点聞かせてください。

○委員長（村上直樹君） 障害者支援課長。

○障害者支援課長 このタクシー運賃の助成事業に係る予算の執行状況について、改めてお知らせをいたします。

令和3年度の当初予算額が7,800万円で、決算額が7,250万円でございますので、執行率としては90%を超えているといったような状況になるのかなと思っております。

重度障害のある方の外出の支援ということにつきましては、繰り返しになりますけれども、様々な状況を勘案しながら今後も引き続き研究をしてみたいと考えてございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 井上委員。

○委員（井上しんご君） 利用率51%ということで、執行率は高いということは、ある程度利用率を想定して予算を低めに設定しているということですか。それとも、もしこれを全員が100%使った場合は、本当は予算としては足りないという考えですか。

○委員長（村上直樹君） 障害者支援課長。

○障害者支援課長 当初予算で確保している金額につきましては、これまでの実績見合いといったところで金額を積算してございますので、そういう状況でございます。したがって、交付された方の使用率が高くなりますと、当然決算額にも影響してまいりますので、そこで予算の不足といったような事態にはなり得ると考えます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 井上委員。

○委員（井上しんご君） 分かりました。

ということは、先ほどの市の説明では、障害者の方の移動をしっかりと支援していきたいということで月4回の縛りでやっているということですが、実際は51%の利用しかないという、半分ぐらいしかないという前提でやると、矛盾しているような感じを受けました。やはりこれを出す以上は使ってくださいというのが多分市の思いだと思うんですね。移動して、ちゃんと使ってもらって、その人の生活をよくするために使ってくださいということなのに、実際は半分しか使わないからという形で設定するんじゃなくて、やっぱり100%使ってもらえるように

うしたらいいのかということ、先ほどいろんな声を聞いてやるとおっしゃってましたので、70%を超えている政令市の取組を参考にして、早急にやってもらいたいと思いますし、制度で使っている以上は、ちゃんとその人が100%使っても回れるような形でしっかり措置していくということが、先ほど課長が言われた障害者の方の移動を支援するという理念にかなっていると思いますので、これは意見として伝えておきます。以上です。

○委員長（村上直樹君） 山本委員。

○委員（山本眞智子君） 以前、私も、この重度障害者のタクシーの利用が大変使い勝手が悪いという相談はいただいたことがございます。また、陳情者の方も、本当に使い勝手が悪いからどうにかしてもらいたいという陳情であるかと思っておりますが、その中で、神戸市とか大変いいところがあるわけなんですけど、今後どのようにするかというのは、これから社会情勢とかいろいろ見て検討、研究とかも考えていかれるかと思いますが、月4回という枠を外して、今月は2回しか使わなかったけど次の月に6回使えるとか、せめてその枠の取り外しというのはすぐできるんじゃないかなと思うんですが、これは500円券にしちゃうと、一気に後半戦に使うことはできるんですが、タクシーの初乗りだったら、後半戦に持っていて、30日間毎日初乗りで使うなんてことはできないですよ。そういう意味からいったら、もうちょっとその辺の枠を外せば、今月は8枚使うとか、いっぱい使ったから次はこうとかっていう自由度があるだけでもいいかと思うんですけれども、これはすぐできるんじゃないかなと思っておりますが、どうですか。

○委員長（村上直樹君） 障害者支援課長。

○障害者支援課長 月4枚の使用枚数の限定ということにつきましては、北九州市独自の特徴でございますので、そこにつきましては、今後もいろんな皆様の声を聞きながら、どういった改善につなげることができるかといったようなところについては研究、検討してまいりたいと考えます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 山本委員。

○委員（山本眞智子君） ぜひ当事者の声を聞かれて、使い勝手のいいという観点からしっかり研究なり検討をお願いしたいと思います。

○委員長（村上直樹君） 金子委員。

○委員（金子秀一君） 本当に皆さんおっしゃっていますが、こういう陳情が上がっていますので、使い勝手がいいという部分でぜひ御検討いただきたいと思います。これは要望とさせていただきます。

もう一点目の初乗りに関しましても、現状、タクシー料金の初乗り運賃というのは結構上がっていますよね。これに対して、市として値上げに対してもこの制度を守る意思があるのかどうか、教えていただければと思います。

○委員長（村上直樹君） 障害者支援課長。

○障害者支援課長 タクシーの初乗り運賃は、これまでも値上げをされてきているという状況がございます。私どもが把握している限りでございますが、北九州のタクシー協会の初乗り運賃につきましては、平成2年当時に490円だったものが、その後、540円、590円と上がってきているという状況がございます。ここにつきましては、このタクシー運賃助成制度につきましても初乗り運賃という仕組みはこれまでも変えずに運用してきたところがございますので、今後につきましては、必ずというところは私で断定はできませんけれども、こういった過去の経緯があるといったところは御紹介させていただこうかなと思います。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 金子委員。

○委員（金子秀一君） ありがとうございます。制度を使い勝手がいいように変えていただく部分と、あと、本当に油断できないぐらいの社会情勢と、あと、タクシーの運転手不足等で初乗り運賃も大きく変わる可能性がある中で、ぜひそういった対応もしていただければなと思いますので、それは要望とさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありませんか。伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 先ほどから、自由度の問題とそれから有効期限の問題というのが出てきていると思うんですけど、有効期限の問題で一言言わせてもらいたいんですけども、とにかく使うほうにとって使いやすいというのが一番なんで、そこに近づけてもらいたいというのが皆さんの御意見だと思うんですね。

今、有効期限が1か月で4枚というところですけども、先ほどの説明では、年間使えるようになる一気に使っちゃうというような懸念もあるんだというような御説明だったと思うんですよ。そういうこともあるかもしれませんが、例えば、4枚のうち2枚は当月分しか使えませんよ、2枚は何か月使えますよみたいな、そういった自由な発想で考えていただきたいなと思うんですね。一番は、せっかくいい制度だから、年間予算も決まっているんだから、年間予算を全部使ってもらってもいいわけですから。そうでしょ、100%使ってもらってもいいわけですから、100%使っていただくということで、そんな柔軟性を持ってぜひ検討していただきたいし、早いうちに結論を出していただきたいと思うんです。ずるずると先へ延ばすんじゃないくて、早いうちに結論を出していただくようお願いします。以上です。

○委員長（村上直樹君） ほかにありませんか。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で陳情の審査を終わります。

ここで、本日の所管事務の調査に関係する職員を除き、退室願います。

（執行部入退室）

次に、所管事務の調査を行います。

子育てしたいまちづくりについてを議題といたします。

本日は、子ども憲章について及び北九州市子どもを虐待から守る条例第20条に基づく年次報告について、報告を兼ね、当局の説明を受けます。こども政策推進担当課長。

○こども政策推進担当課長 仮称子ども憲章制定に向けた取組について御説明いたします。

お手元タブレットの資料の1ページを御覧ください。

まず、1、概要です。このたび、子供を地域社会全体で見守り育てていくための子供や子育てに対する認識を共有する仮称子ども憲章の制定に着手することといたしましたので、本日報告をさせていただきます。

次に、2、制定の目的です。子ども憲章は、地域社会全体で子供に関わり、見守り、育てるという機運を醸成することを目的に制定したいと考えています。

次に、3、内容のイメージです。

まず1つ目ですが、子ども憲章は、日常生活の中で様々な立場の方の子供や子育てに対する思いや価値観の違い、ギャップができるだけ縮まり、多くの人が言葉として共有できるものを想定しております。具体的なイメージとしまして、下の点線の囲みに、電車の中で子供が大泣きしているケースを記載しています。

あくまで仮定の話でございませけれども、この場面で、子育ての当事者である親は、周りの人に迷惑をかけているかもしれない、申し訳ないなと思ひ、必死で子供をあやすようなケースもあれば、子供は泣いて当然と考えて、特に構わないというケースもあるかと思ひます。その一方、その周りの人につきましても、大変そうだなと思ひて、何か手伝えることはないかと、親子の様子を見守るケースもあれば、うるさいな、親は何とかしてほしいと、場合によっては親子に文句を言うようなケースもあるかと思ひます。このような日常生活の中の子供連れの場合などにおきまして、お互いのギャップを縮め、気遣いができる優しい社会となるようなものにしていききたいと考えております。

次に、2つ目ですが、憲章といいますと格式高いといったイメージがあるかと思ひますけれども、より日常生活に近い、軟らかい言葉で編成したいと考えております。

本日、参考資料といたしまして、参考1、京都市が平成19年に制定しました子どもを共に育む京都市民憲章、それと、参考資料2といたしまして、北九州市教育委員会が平成15年に策定しました北九州市子どもを育てる10か条を添付しております。

子ども憲章の表現としましては、北九州市子どもを育てる10か条に近いイメージではないかと考えております。そのため、最終的に子ども憲章という名称とするかも含めまして、今後検討していきます。

次に、資料2ページを御覧ください。

4、今後の予定です。子ども憲章の制定に当たりましては、子供自身や子育てに関わる方、

関わっていない方など、異なる世代、立場の方々から幅広く意見を聞きながら制定したいと考えております。そのため、本日の常任委員会での報告後、まずは8月上旬から一般向けのウェブアンケートを実施したいと考えております。その後、準備が整い次第、順次、市内の小学校、中学校、特別支援学校の子供たちを対象としたアンケート調査の実施、それから関係団体等からのヒアリング、子供や若者のワークショップの開催、有識者などからの意見聴取、シンポジウムの開催などを行い、最終的なゴールとしましては、令和6年の夏頃をめどに子ども憲章が制定できるよう取り組んでいきたいと考えております。説明は以上です。

○委員長（村上直樹君） 母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 令和4年度北九州市子どもを虐待から守る条例第20条に基づく年次報告について御報告いたします。

令和4年度の虐待の発生状況、虐待に係る施策の実施状況などについて御報告いたします。

この報告は、平成31年4月1日に施行された北九州市子どもを虐待から守る条例第20条に基づき、年次報告として、議会、市民に公表するためにまとめたものでございます。

お手元のタブレットには、2つのファイルが格納されております。本日は、0301の年次報告書概要版で御説明いたします。0302は、報告書全体のものになっております。

まず、概要版1ページ中ほどから下のほうを御覧ください。

1 (1) 子ども総合センターの児童虐待相談・通告等です。ア、児童虐待相談対応件数と通告件数の推移ですが、令和4年度の対応件数は2,515件で、前年度から152件増加しています。

2 ページを御覧ください。

イ、相談種別対応件数です。心理的虐待の割合が最も多く、全体の63.3%を占めています。

次に、ウ、経路別相談対応件数の推移になっております。これは警察からの相談が最も多く、54.1%を占めています。次いで、学校など、近隣・知人と続いています。

次に、3 ページを御覧ください。

エ、虐待相談への対応状況です。児童福祉施設入所のケースが11件、里親委託が2件となっております。2,004件、約8割になりますが、面接等による助言指導で対応しております。

続きまして、オ、一時保護の実施状況です。一時保護所において359件の一時保護があり、そのうち虐待によるものは161件で、44.8%となっております。

次に、(2)区役所子ども・家庭相談コーナーの児童虐待相談対応件数です。令和4年度は779件で、前年度から132件増加しています。

続いて、4 ページを御覧ください。

2の(1)ア、子ども総合センターの組織・構成ですが、組織は組織図のとおりとなっております。令和4年4月25日の職員総数は168名となっております。

5 ページを御覧ください。

①児童福祉司の体制強化の状況です。令和4年度は70人となっております、令和2年度の1.6倍と

なっています。

続きまして、②NPO法人の活用です。夜間泣き声が聞こえるなどの比較的軽度な案件の安全確認などを、令和2年7月からNPO法人に委託しています。令和4年度は131件でした。

次に、イ、区役所子ども・家庭相談コーナーの組織・構成です。比較的軽度な通告に対応するとともに、子供と家庭に関する相談への対応や支援を行っています。令和4年7月現在の組織・構成は、記載している組織図のとおりとなっています。

引き続きまして、6ページを御覧ください。

3の市の責務でございますが、(1)子供及び保護者が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動支援として、ア、親子ふれあいルームの充実に取り組んでいます。子育て支援に取り組む団体やボランティアなどとの連携、ネットワークなどにより実施しております。

イ、産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業、これは令和4年10月に開始しています。家族などから家事や育児の支援が受けられない子育て世帯に対し支援を行っています。令和4年度は、457回の家事や育児の支援を行っています。

続きまして、(2)虐待の未然防止、早期発見に向けた関係機関等の人材育成支援です。

ア、児童虐待防止医療ネットワーク事業は、児童虐待の早期発見、対応ができるよう、拠点病院である市立八幡病院に専門のコーディネーターを配置し、地域の医療機関からの虐待相談への助言などを行っています。令和4年度の相談対応件数は767件でした。

続きまして、(3)要保護児童対策地域協議会の円滑な運営です。これは3段階で構成されておりまして、ア、市レベルの代表者会議、イ、区レベルの実務者会議、ウ、事例ごとの個別ケース検討会議となっています。市レベルの代表者会議の構成は、6ページに記載しているとおり、多数の機関や団体となっております。区レベルの要保護児童対策実務者会議は、実際に活動している実務者が集まり、援助ケースを総合的に把握して、援助内容などを把握しております。そういうことを協議しております。

次に、7ページを御覧ください。

事例ごとの個別ケース検討会議は、それぞれ個別のケースの検討や確認などを行っているケースになります。

続きまして、(4)学校における組織的対応が可能となる体制の整備としまして、ア、スクールカウンセラーの活用事業、イ、スクールソーシャルワーカー活用事業です。実績は、記載しているとおりとなっております。

続きまして、(5)相談窓口の充実として、ア、児童虐待防止のためのSNS相談事業、親子のための相談LINEを令和4年11月28日に開始し、次のヤングケアラー相談支援事業を令和4年5月17日に開始しております。ヤングケアラーの相談対応件数は349件となっています。

次に、8ページを御覧ください。

(6)広報及び啓発活動の実施については、表のとおり実施しております。

なお、8月の児童虐待対応リーダー養成研修会や、11月に実施しています児童虐待問題市民講座は、オンラインにより実施しています。また、11月の児童虐待防止推進月間には、市政だよりの特集記事に、体罰によらない子育ての推進について掲載しております。

続きまして、イのヤングケアラーの周知啓発にも取り組んでおります。令和4年5月には、専用の相談窓口を開設し、コーディネーターの配置をしております。

続きまして、9ページを御覧ください。

4の市民・保護者・関係機関など・事業者の責務、5の情報共有については、記載のとおりですので、御覧いただければと思います。

中ほどから下の6の虐待の未然防止について、ここでは主な事業を御紹介したいと思います。

ア、産後ケア事業は、令和2年9月に開始しています。これは、産後早期の段階で母子の心身のケア、育児のサポートを行い、産後鬱の予防や育児不安に対応しています。令和4年度は合計3,189人が利用し、前年度に比べ40%増加しています。

続きまして、イ、多胎家庭支援事業です。多胎児、いわゆる双子の方、三つ子の方を育てる御家庭は、一般の家庭とは異なる子育ても多く、保護者の孤立感や不安、負担感を緩和するために、令和3年7月からピアサポーターが訪問、そして外出を支援する事業を開始しています。

続きまして、10ページを御覧ください。

ウ、保育カウンセラー事業も引き続き実施し、実績は記載のとおりとなっています。

中ほどの(2)ア、乳児家庭全戸訪問事業では、4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行っています。訪問時の状況などから、必要な家庭につきましては継続した支援を行っています。

最後になりますが、(3)ア、乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業についてです。乳幼児健診の未受診者につきましては、家庭訪問を実施し、受診勧奨をするとともに、養育に関する相談に応じております。支援者数は940人になっています。

まとめとしまして、今後とも引き続き、児童虐待の早期発見と未然防止について工夫を重ね、本市の全ての子供が虐待から守られ、子供の権利が保障されている実感が持てるよう、本条例の周知啓発に努めるとともに、子供を虐待から守るための施策を着実に推進してまいります。

報告は以上になります。

○委員長（村上直樹君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。

なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。荒川委員。

○委員（荒川徹君） 仮称子ども憲章制定に向けた取組についてお尋ねしたいんですが、子供や子育てに対する認識を共有して、地域社会全体で子供に関わり、見守り、育てるという機運を醸成するということですが、先ほどの説明では、北九州市の子どもを育てる10か条のような形

になるんじゃないか、中身もこれに近いということですかね。形式がこういうふうになるということですか。これをそのままじゃないでしょうけど、中身もこれにという感じになるということですか。

○委員長（村上直樹君） こども政策推進担当課長。

○こども政策推進担当課長 2件あるんですけども、書き方の参考といたしまして例示をさせていただいております。実際の出来上がりのイメージというのはまだこれから話をしていく中で見えてくるところはあると思いますけれども、表現の仕方はどちらかというと日常生活に近い軟らかい言葉と考えておりますので、子どもを育てる10か条に近いような書きぶりに近くなるのではないかと考えておりますけれども、中身がこのような形になるかどうかというのはこれから話をしていく中で見えてくると考えております。以上です。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 地域社会全体でそういう機運を醸成するというのは大変なことだと思うんですよね。そう簡単にはいかない。この平成15年度に制定された子どもを育てる10か条があるわけですね。こういう憲章というか10か条を制定したことによってどういう変化が北九州市で起こってきたのかということもしっかり分析する必要があると思う。その上で、今のこの仮称子ども憲章を制定して、これがいかに北九州市の市民の間に定着していくかということを見ると、今後の取組で、来月以降にアンケートとか、それからヒアリングとかありますけども、やっぱり子供の声、これを一番しっかり聞く必要があるんじゃないかなと思うんですよね。

毎日新聞の先日の夕刊だったかな、子ども憲章について、教育や保育の現場の先生方がまとめた、子供の1人称で9項目を憲章として出しているんですね。これは全国的に非常に話題になっているということなんですが、こういう子供たちの声や現場で子供たちにしっかり向き合っている関係者の皆さんの声を十分に酌み上げていく必要があると思うんです。

それを市民の間に浸透、根づかせていくという意味では、これからの取組が非常に大事だと思います。そして、来年の夏頃を目途に制定するというのはちょっと早過ぎるんじゃないですかね。もっと時間をかけていろんな方の意見を聞いて、よりよいものを制定して、本当に市民に根づいていくような取組にする必要があると私は思うんですけど、そのあたりはどうですか。

○委員長（村上直樹君） こども政策推進担当課長。

○こども政策推進担当課長 制定時期が令和6年の夏頃はちょっと早いという御指摘でございますけれども、子ども憲章で策定していきます機運醸成といったものですか、そういったものは今後の子どもプランにも関係してくるものであると思いますので、そのプランの策定ということも勘案しまして、一応夏頃というふうに制定時期を考えておりますけれども、もちろん制定して終わりとは考えておりませんので、制定していく過程でいろいろ意見交換していった内容ですか、もちろん制定した後もそういったものを浸透させていく機運をつくり上げていくと、そういったものは引き続き取り組んでいくと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） スケジュール先にありきで拙速に制定するというのは、やっぱり考え直す必要があるんじゃないかと思うんですよ。だから、さっき言いましたけど、この子どもを育てる10か条、これを制定したことによってどういう変化が生まれたのかとか、そういうところもしっかり分析した上で取り組んでいく必要があると思うんで、そこは意見として申し上げておきたいと思います。スケジュールありきじゃなくてね。それは意見です。

もう一つは、子どもを虐待から守る条例に基づく報告ですが、この中で、件数でいえばネグレクトが令和3年度と比べて令和4年度は100件以上増えていますね。これは、ネグレクトと心理的虐待は違うわけですけど、ネグレクトがこれだけ増えているというのは、そこについての分析はどんなふうに行われているか、教えてください。

それから、虐待の一時保護が増えています。これも背景を教えてください。以上です。

○委員長（村上直樹君） 子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長 ネグレクトは、令和3年に比べまして確かに100件程度増加してございます。実際のネグレクトというのは、子供を置き去りにして外出するとか、そこら辺の案件が代表的なところかと思いますが、実際そういった案件はやはり通報、通告ということで増えてございます。それで、一件一件詳細に今思い出せるということはないんですが、体感的にはやはりそういった非常に細かな皆さんの通告が増えてこういった数字になってきているのではないかと考えているところです。それと、いろんな層からネグレクトの通告というのが増えてきたかなと考えております。これに関しては以上です。

あとは、虐待の一時保護ですが、これはセーフティーネットというところで、疑わしきはまず子供の安全を確保してというところで、我々もいろんな報道とかも見ながら、いろんな案件をうちの案件に照らしまして、いろいろ検証はしているところです。それで、そこら辺で意識が前に比べると上がったとしたら、前はどうかだったのかということはあるんですが、よりそこら辺を予防的に一時保護するような、そういった案件が増えていると考えております。それとあと、警察から身柄付というのが結構増えている感じがありますので、そこら辺で虐待の切り口での一時保護というのが増えていると考えております。以上です。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） ネグレクトが増えている背景になっている問題というのはまだ分からない、分析がまだされていないということですかね。さっき、心理的虐待とネグレクトは違うということなんですけども、心理的虐待も増えていますし、ネグレクトも急増というか、100件以上増えているわけだから、これはちょっと深刻じゃないかなと思うんですが、じゃあこれを分析して、どういう改善のための対策を取っていくかというのが大事だと思うんですが、その辺の考え方を教えてください。

○委員長（村上直樹君） 子ども総合センター所長。

○子ども総合センター所長 ネグレクトについてお答えいたします。

実は、ネグレクトは令和元年度が424件ございました。その後、令和2年度が295件、令和3年度が273件、そして令和4年度が387件となっております。この詳細な分析は、申し訳ございません、できておりませんが、令和2年度、令和3年度が落ちている、少なくなっているというところには、1つはコロナの影響で皆さんがおうちの中で過ごされたということ、結局、親御さんとお子さんがどこにもあまりお出かけにならずに一緒に過ごしたことで結果的にネグレクトの状態が防げたようなことになっているのではないだろうかというところがございます。ですが、今委員が御指摘のように、こういった背景によるものなのかということをしつかりと分析することで、今後に生かしてまいりたいと思っております。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） コロナの影響で減ったとすれば、逆に今後増えていく可能性がありますよね。だから、その辺の意味でいえば、対策、どういうふうに対応していくかというのは非常に大きな問題になってくるんじゃないでしょうかね。そこを分析していただいて、今後に生かしていただきたいなと思います。

一時保護については、こんなふうが増えて、私たちは一時保護所の在り方もずっと今まで問題提起してきましたけど、子供たちが一時保護所で穏やかにその期間を過ごせるような環境をつくってほしいなという要望はずっとありますので、そこは改めてこの機会に要望しておきたいと思います。以上です。

○委員長（村上直樹君） 金子委員。

○委員（金子秀一君） まず、子ども憲章の制定についての基本的な考え方を教えていただきたいんですが、こども基本法が国で制定されて、こども家庭庁ができたと思うんですが、今回北九州市で策定を予定するこの憲章とこども基本法の関係。北九州市は独自で、こども基本法のもちろん中ではあるんですけども、それよりももっと北九州市に特化したような中身、方向性にするのかというのが1点目ですね。

もう一つ、今回の子どもを虐待から守る条例の報告の中で、心理的虐待は、夫婦げんかを子供の前でするというのがあったと思うんですけども、恐らく夫婦げんかを子供の前ですることが虐待であるということを知っている方というのがどれぐらいいるのかなと思うんですね。それを例えば何かの機会に、子供の前で夫婦げんかをする事で子供に対しての心理的ダメージ、精神的ダメージがこれだけ大きいんですよとかという部分の啓発とか発信というのはどういった形ですか。また、夫婦げんかをなくす方法というのは、例えば子供のネグレクトとか子育ての不安とかということであれば、各区役所の相談コーナーに電話するとかあると思うんですけど、夫婦の仲が悪いという相談はどこにすればいいのかなと思うんですけども、教えていただければなと思います。

○委員長（村上直樹君） こども政策推進担当課長。

○こども政策推進担当課長 子ども憲章について、北九州市に特化したような内容になるのかというお尋ねについて御説明いたします。

子ども憲章は、これから多くの方々の意見を聞きながら、実際にどういった場面で皆様が価値観の違いですとかそういったギャップを感じているかというのを聞いていく、そして、それを埋めるような何か考え方、言葉で共有できるようなものを考えております。ですので、法律とか条例とは少し違うような内容になるのかなと考えております。そういった意味では、これから市民の方々の話を実際に聞いて、具体的な場面というのを想定してまいりますので、北九州市に特化したというか、より日常生活に近いような形で何か言葉を共有できるものとしてつくり上げられればと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 心理的虐待について、夫婦間のけんかについてなんですけれども、夫婦げんかそのものというよりは、夫婦がいつもいがみ合っているとかっていう環境はやはり子供にとっては不安が大きくなるというところで、ここ近年、警察も夫婦げんかの仲裁に呼ばれて行ったときに子供さんがいると通告が上がってきて、その通告が上がってくると指導するという流れにはなっていますが、一般的には、じゃあそれが子育て世帯に広く浸透しているかというところ、まだまだのところがございます。そこは私どもも今後の啓発の一つだと思っておりますので、子供の虐待につきまして、子育て支援課と子ども総合センターと各区役所の子ども・家庭相談コーナーも出前講演という形で受けておりまして、コロナでなかなか出前講演に出向く機会がなかったんですけれども、令和4年度は61回、1,965人の方に出演講演という形で行っています。そういう取組をできるだけ広く実施していきたいと考えておりますので、コロナの収束に伴いまして、できましたら、子育て支援ということと虐待にならないように、体罰によらない子育てというところの啓発に今後も力を入れていきたいと考えていますので、もし何かそういう機会がありましたらぜひ出前講演を私たちもしたいと思っておりますので、お声かけいただきたいと考えております。そこには今後も力を入れていきたいと考えているところです。以上です。

○委員長（村上直樹君） 金子委員。

○委員（金子秀一君） 子ども憲章の件で、せっかくこども家庭庁ができた部分、あと、こども基本法ができた部分で、やはり大きな流れがある中で、市民の皆様にも子供に対する考え方を知っていただく大きな取組かなあと思っておりますが、あまり逸脱するような、もちろん北九州市独自の思いで制定される部分は、中身によりますけれども、こども家庭庁とかの流れの中だと結構スムーズに行くのかなというふうな思いもありますので、私も勉強させていただきますが、そうした部分もぜひ御検討いただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、心理的虐待の部分、多分、夫婦げんかしている夫婦は、それが虐待であるという認識

はないんじゃないかなと思うんですね。それが特に子供のことでけんかするみたいですね。だから、そういった部分で、自分たちが知らない部分で、けんかしていたら通報されて、いきなりみたいな、それはかわいそうなことですので、そういった部分も広く知っていただけるような施策を今後お願いしたいなと思います。何かあれば。

○委員長（村上直樹君） 母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 少し説明が漏れておりましたが、実は子どもを虐待から守るためのハンドブックというのを北九州市独自で作っておまして、小児科の先生方の御意見とか、虐待に詳しい先生方にお聞きして、じゃあどのタイミングでこれを配ったらいいかというところで御意見を頂戴したところ、やはりできるだけ早い段階がいいだろうというところで、今、市内で乳幼児健診、4か月健診を受けている御家庭の方には漏れなくこの子どもを虐待から守るハンドブックというのをお配りしてまして、心理的虐待の中に、実は子供の目の前で行う家族に対する暴力や暴言、夫婦げんかとは書いていませんけれども、暴力や暴言は心理的虐待になりますよということで、なかなか子育て中で忙しくて見れない方もいますが、何かのときに見てくださいねということで、小児科の先生から一人一人手渡しいただくようにしていますので、こういうことも使いながら啓発に努めてまいりたいと考えています。以上です。

○委員長（村上直樹君） 金子委員。

○委員（金子秀一君） とはいえ、お互い言いたいことが言えない部分もよくないと思いますので、そうしたものをどうやってサポートしていくのか、ちょっと私も考えます。以上です。

○委員長（村上直樹君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） 今、金子委員から夫婦げんかの話がありましたけど、夫婦げんかをやらない方法は、この子どもを育てる10か条、これを守れば夫婦げんかにはなりません。それから、夫婦げんかの主な原因は子供のこと、それから金銭的なこと。そして、奥様の言いなりになるということ、我慢すること、これが全て。諦めること。はいと言う、ごめんなさいと言う、こればかりで、あなた遅くまで遊んでいいね、あんたおいしいものばかり食べてと、本当はそうじゃないんだけど、そこを子供の前ではしないということ。それはこの10か条を守れば、朝もおはようだとか、ありがとう、ごめんなさい、これを夫婦の中でもやれば夫婦げんかというのは減っていくか、子供に嫌なところを見せなくて済むのではないかな。とにかく家庭は母親中心、逆らわない、それを徹底するということですね。

そんな中で、子どもを育てる10か条なんですけど、平成15年度ですね。もう古くない。これはどこがつくったの。市独自。それは独自じゃないのかもしれない、全国的にそうかもしれないけど、私があえて言えば、10か条を15か条ぐらいにまた増やして、そんな中で、例えば私の提案ですが、親子で共にボランティア活動だとか、それから、いつも親子でコミュニケーション、そして、この中に抱き締めるというのがありますが、いつもハグをしようという、コミュニケーションとハグをしよう、そんな新たな言葉も付け加えたらどうなのか、その辺の考えはあ

るのがまず1点。

子どもを虐待から守る条例なのですが、第20条に基づく年次の報告書を見た中で、虐待件数は年齢別にどういうふうに把握しているのか、どの時点で子供の虐待が多く起きているのか。2歳児が嫌々世代ですから、駄目駄目世代、絶対親が言っても嫌と言います。この2歳児で起きる件数が多いのか、それとも産後で起きるケースがあるのか。それから、その辺の年齢別のことが出ているのか、数字をつかんでいるのか。

それから、私は前から言っていますが、産後ドゥーラをしっかりとやりなさいよと言うけど、進んでいないのではないかな。産後ドゥーラというのは、私が3年か4年前に本会議でも言いましたけど、これは今どういうふうに活用されているのか。産後でやはり母親というのは物すごく厳しい精神状態にもなりますんで、そこのところはどういうふうになっているのか、お聞かせください。以上2点。

○委員長（村上直樹君） こども政策推進担当課長。

○こども政策推進担当課長 子どもを育てる10か条の制定の経緯と、新たにこれに付け加えてはどうかという質問に対して御説明いたします。

北九州市子どもを育てる10か条は、教育委員会が制定したものでございますけれども、家庭や地域の教育力の向上を目指すということで、平成15年に制定されたものと伺っております。制定に当たりましては、公募により意見を集めまして、これにまとめ上げたと聞いております。そのため、内容は、朝は明るく笑顔でおはようなどと、家庭や地域での子育てのルールのようなものになっているというものでございます。

一方、これから策定を考えております子ども憲章でございますけれども、これはイメージといたしましては、先ほど冒頭説明いたしましたとおり、表現の仕方などはこういった軟らかい言葉と考えておりますので、イメージとしてはこういったものに近いものになるのではないかと考えておりますけれども、子どもを育てる10か条が子育てのルール、家庭の中のルールというものであるのに対しまして、どちらかというところ、子育てに関わっていない方ですとか、日常生活で多くあるような場面でそういった認識の違いですとか、そういったものを少し近づけていけるようなものにしていければと考えております。

いずれにしましても、子育て10か条は、現在、PTAの集まりなどにおいても唱和が行われているものでございまして、かなり浸透しているとも伺っております。こういったものの取組も、私ども意見を聞いていく中で、浸透の具合ですとか整合性とかそういったものも踏まえて、これから子ども憲章の策定について検討していきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 児童虐待対策担当課長。

○児童虐待対策担当課長 年齢別の虐待対応件数についてお答えいたします。

手元に1歳刻みのものはないんですけども、報告書の概要版ではなくて全体版のほうの3ページになりますけれども、一番上のところに、ウ、年齢別対応件数というところで、就学前と小

学生、中学生、高校生といった区分で件数を掲載しております。就学前児童が全体2,515件のうち1,004件、小学生が941件、中学生が408件、高校生など162件というところで、年齢が低いほど件数が多いと、そういった傾向が出ております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 産後ドゥーラの活用につきましてお話しさせていただきます。

産後ドゥーラというのは、産後の心身のケアというところ、サポートというところで非常に力をお持ちの方でございます。以前から日野委員からお話をいただいております、本市でもどうか活用できないかというところを検討してきております。

今回御報告に上げました6ページにあります産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業というところに、実は門司区で活動されているドゥーラに参画していただきまして、非常に好評を得ています。通常のヘルパーさんの活動に加えて、産前産後の心身の状況をよく御存じなので、非常に人気が高くて、もともとはお一人で活動されていたと伺っていますけれども、今、少し活動のメンバーが増えて、利用された方からの満足度が非常に高い事業となっております。今後こういったことを、市で行える事業であるとか産後ドゥーラさんが持っている知見を生かして、今後も、産前産後の特に心身の変化が大きい時期でございますので、知見をいただきたいなど思っております、非常に助かっている状況でございます。以上です。

○委員長（村上直樹君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） 最後の産後ドゥーラは、私もしっかり意見として言いますけれども、産後の母親というのは本当に精神的にきつい時期でもあります。そのときに父親はどうしているかという、こいつがまた悪いんです。父親が産後に浮気するんですよ。その間というのは非常に精神的に不安定になる、だからそこをしっかりとケアするという、これが大切なんですね。産後ドゥーラをしっかりと活用していただきたいと思っております。意見としておきます。

それから、年齢別に見て、やはり虐待は低年齢層に多いんですね。そのところは、金子委員も心配しておられた夫婦の関係、これは物すごく大切なことだろうと思いますから、これも含めてやっていただきたい、これも要望で。

最後に、10か条ですが、教育委員会がつくったものでありますけれども、子供を育てるということは子ども家庭局も重要な部分でありますから、そのために、教育委員会も教育という場面でこういう10か条もつくったんでしょうが、ちょっと硬い。もう少し新たなものも含めて、しっかり子ども家庭局から、幼稚園、保育所、そういうところで親が子供と一緒に共に育たないといけませんから、親の育ちを子供の育ちと併せてしっかり子ども家庭局がやっていただきたいということを要望して、私のほうは終わります。

○委員長（村上直樹君） 山本委員。

○委員（山本眞智子君） 仮称子ども憲章の制定の取組についてですけれども、今委員さんからもいろいろ話がありましたように、こども家庭庁ができて、異次元の子育て支援とか、北九州

でもこどもまんなか応援サポーター宣言も先日されましたし、今、機運としては、子育てを社会全体でやろうという機運があるときに、この機を逃さないで、しっかり憲章をつくっていただきたいなという思いと、あと、北九州には市民憲章というのがありますよね。この市民憲章というのは、地域の会合とか様々なところで市民憲章唱和というような形で、私たちも何回も唱和してきましたけれども、それと同じように子ども憲章も、社会全体で子供を育てるという憲章をしっかりつくっていただきたいなと思って、それが市長が替わるたびに変わるというんじゃないで、きちっと何十年たっても市民の、先ほど荒川委員からも、市民の間に定着していくことがすごく大切で、今、子供子供といたら、高齢者から、子供ばかりとか、たまに違うような意見も出るんですが、これだけ少子化が進んで、子供というのは宝でもある中で、きちっとした子育て支援の理念みたいなのが定着していったら、子供だけ安易にかわいがるんじゃないで、きちっと一個の人格として子供を認めていく、それをみんなで支えていこうみたいな憲章ができて、子供の会合とか地域の会合とかでそれが唱和されていくような、長い年月がかかるかと思いますが、緻密にやっていただきたいし、また、そういうような憲章をつくっていただきたいなと思っておりますので、これは要望にしておきます。

あと、虐待についてですけれども、児相の体制について、児童福祉司の体制強化をしたという事で、70人に増やしたということがありますが、以前は、虐待が多くなってなかなか人員が足りないということがずっと言われ続けてきたわけですが、令和4年度、令和5年度でもいいんですけど、人員の配置とかというのはこれである程度しっかり満たされているという認識なのかどうかということと、あと、NPO法人に委託することで、軽易な虐待についてはNPOが活躍しているということなんですが、このNPO法人というのは1社だけなのかどうかということと、またあと、ヤングケアラーについてですが、相談件数が349件ですが、大体、本人からの相談とか学校からの相談とか民生委員さんからの相談とかいっぱいあるかと、その辺の内訳は今どうなっているのかと、あと、相談を受けることによってヘルパーの派遣ができたとかここにつないだとか、そういう事例があったら、あと、ヤングケアラーの認知度というのはどのぐらい進んできたのかというのを教えてください。

○委員長（村上直樹君） 子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長 子ども総合センター、児童相談所の体制についてお話をしたいと思います。

確かに体制の部分、皆さん御心配していただきまして、それで実際どうなのかというところなんですけど、幸い、北九州の児童相談所におきましては、これは法で配置人数が今定められております。それで、令和4年度70人ということで、これは人口規模でありますとか、あと虐待の件数でありますとかというところから算出されるものでありますけど、それで70人なんですけど、北九州の児童相談所におきましてはしっかりと充足させていただいているというところがございます。令和5年度におきましても70人ということなんですけど、これにおきましてもしっかりと

と充足させていただいております。

来年もまたそういった法定の人数をそろえなくてはならないんですが、これにつきましてもしっかりと充足できるように人事当局とも話していきたいと考えております。以上です。

○委員長（村上直樹君） 児童虐待対策担当課長。

○児童虐待対策担当課長 NPO法人の件でお答えいたします。

こちらは主に夜間の泣き声通告に対して安全確認に行っているんですけども、1社のNPO法人に委託しております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 ヤングケアラーの相談状況につきまして、御本人からというのは、本人が気にするので公表はしていませんけれども、この場なので、本人から自発的なものは1件となっています。ほかやはり学校からの相談が多いのと、どうしても親がメンタル疾患という方の、精神的に親の話を聞いていますとかというところもありますので、医療関係者であるとか介護現場の方から相談があるというところでございます。

ただ、ヤングケアラーにつきましてはまだ法制化されていないところもありまして、児童虐待通告のように同意がなく支援に入ることがなかなか難しいところもありまして、まずは相談があった学校の先生であるとか医療機関の関係者に、窓口のことを御本人宛てに紹介してもらったりとか、何かしら本人につながるようなアプローチを続けているというのが現状でございます。

ヤングケアラーの特徴の一つに、本人が相談したがないというところもございます。なので、学校から多いというのは窓口を開設した一つの効果だと思っております。積極的に見つけるために、ヤングケアラーの相談窓口のコーディネーターが積極的に学校に出向いていって、こういう状態がヤングケアラーですということはかなり啓発に力を入れているところもありまして、そのときに相談を受けてきたりとか、そのときに直接お話ししなかった先生から後で相談が来るようなケースもあると聞いていますので、ヤングケアラーがいるところを取り巻く大人のアンテナを高くするというところに今力を入れているところでございます。

ヤングケアラーの認知度につきましては、学校現場ではかなり上がってきていると、体感ですけれども、実際調査をしてどう変わったかというところまでは行っていません。ただ、窓口を開設した昨年度よりは北九州市内での認知度は上がってきていまして、相談件数がそこに結びついているのかなと考えているところでございます。以上です。

○委員長（村上直樹君） 山本委員。

○委員（山本眞智子君） 児相の体制については、法定で決められている人数は充足しているということで今答弁がありましたけれども、実際に動いている人がどのように感じているかということがありますので、その辺も現場の声をきちっと聞かれて、働きやすい、やりがいもあるというか、しっかり取り組んでいただきたいなと思っております。

あと、ヤングケアラーですけれども、今、国のほうで介護保険なんかにもしっかりと盛り込まれるという方向に行っているみたいなので、ぜひ介護の支援される側じゃなくて支援する側の体制もしっかり考えて、取組をしっかりやっていただきたいなど。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありますか。井上委員。

○委員（井上しんご君） 子ども憲章について、まずお伺いします。

北九州の子どもを育てる10か条は、親のほうへ、子育てはこういうふうにしましょうということだったと思うんですけども、今回新たに子ども憲章をつくるということで、そのときにぜひそのつくったものが絵空事にならないような形で、本当にそうだなと、つくったはいいが形式的なものにしてはいけないと思うんですね。例えば、京都市は子供を尊重しかけがえのない命を守りますということだったら、その背後にある市の政策であるとか、こういうことで取り組めますよとか、また、親も学べる取組を進めますということであれば、そういった部分はこういったことで北九州市が取り組もうとしているのかというところで、もしそういう条文形式になるのであれば、それをちゃんと担保する。また、それに取り組む議会をはじめとしたそういったところの思いが必要だと思うんですね。よく市民憲章とか唱和を地元の自治会でしますけども、緑豊かに何とか何とかってありますけども、その一方で、行政が学校の桜の木とかをばんばん切りよったら、何で切るんかみたいな、全然憲章と違うじゃないかという声もよくあるんですけども、今回は子供たちに関することということで、それをやるための裏づけというか、ぜひそういった形で進めてもらいたいと思います。

それと、先ほど荒川委員が言われていましたように、1人称というか、親とか行政の側はこうしますということでもありますけども、この機運を定着するには時間もかかるだろうし、一方で、当事者の子供たち自身が自分たちの権利とか、先ほど委員さんの意見がありましたように、自分たちが尊重される存在だということ、そういった部分での意識というか、もしそうじゃない現状があるんだったら、大人とかに対して、自分たちはこういうことが保障されるべきだと、ちゃんとやってほしいということと言えるような、自らの権利、自らの意見は自分たちで守るぐらいの、そういった部分での取組、子どもの権利条約もそういった視点になっていますけども、ただ大人の側が守りますよというのも大事ですけども、子供たちの側もちゃんとやってくださいってと言えるような、そういった部分で、それを集合したような形になればなと思いますけど、この点見解があれば聞かせてください。

次に、虐待の件についてお伺いします。

先ほども御意見がありましたけど、ネグレクトの部分とか、自分たちも地域から相談があったりするんですけども、この上の黄色の身体的虐待とか性的虐待というのは即犯罪につながりますんで、警察対応の部分で、なかなかこういった部分ではありませんけども、ブルーとかグリーンの場合というのは結構地域から意見が来たりしています。

先ほど答弁の中であったのは、コロナ禍で外出ができなかったのも、子供だけを家に置いて

親だけいないとかということとは減ったんじゃないかということですけど、それだったらすぐ分かると思いますけども、実際、親も子供たちも家にはほぼ引き籠もっている状態でネグレクトというケースで、学校にも全然、1年生、2年生、3年生と行けていないと。それを保護者に聞くと、子供がいじめられているからとか行きたがらないとかという形で、本当は分からないですけども、そういったことで一応断る。また、学校側としても、タブレットがありますので、それでちゃんと授業を受けさせますとか親が言えばそれ以上処理できないというか、学校としても不登校対応で処理するか、一応家で学習していますねという形で、どうしても見過ごされる場合もあると思うんです。本当は子供たちは学校へ行きたいと思っても行けないとか、そういったネグレクト的な対応で見相とか、例えば放課後デイサービス、障害があればつなぐとか、フリースクールとか、何とか学校に行けるという形での支援の仕方とか、こういったケースでも入っていると思うんですけども、この点について、なかなか表に出にくいケースというか、一般的に何もないという形で処理されるけど、実は子供たちはずっと家において、体的にもよくないし、人とのコミュニケーションも含めた部分で、僕的には虐待と思うんですけども、この点について意見があれば聞かせてください。以上です。

○委員長（村上直樹君） こども政策推進担当課長。

○こども政策推進担当課長 子ども憲章につきまして、条文形式になるのならばその裏づけになるようなものが必要ではないかということと、また、1人称としての子供とかも含まれるのかと、そういった御意見について御説明いたします。

子ども憲章の完成のイメージなんですけども、それが条文形式のようなものになるかどうかというのはこれから検討していくことにはなるんですけども、今のイメージといたしましては、条文形式というよりも、説明しましたとおり、日常生活の中で子供や子育てに関わる方、関わっていない方が、思い、価値観の違いなどをどうしたら近づけていけるかと、そういったものを言葉として共有できるようなものを考えております。目指すところとしては、そういったギャップを縮めて、お互いに気遣いできるような優しい社会をつくれるような、そういったものを思いとして共有できる言葉というのをつくっていきたいと考えておりますので、政策の裏づけというよりも、どちらかという日常生活の中で何か気づきのきっかけですとか、何かギャップが生じたときにそういったものを考えるきっかけになるような言葉にできればいいなと思っております。ですので、1人称というよりも、いろんな場面に応じて皆さんがそれを思い出して考えを少し変えていただける、見方を変えていただけるようなものにできればと思っております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 児童虐待対策担当課長。

○児童虐待対策担当課長 ネグレクトの件でございますけども、今おっしゃった、まさに非常に難しいケースかと思えます。まだその中でも、仮に保護者と少なくともコンタクトが取れるような状況であれば、私どもも粘り強く交渉しているところにつなげていきたいと思っ

おりますが、それでもどこにもつなげることができず、児童の安全が脅かされているということであれば、ここは職権で一時保護するとか、そういったところまで含めて対応していく必要があるかと思っております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 井上委員。

○委員（井上しんご君） 分かりました。安全の場合は即というふうに思います。安全は脅かされていないけども、子供たちの将来、自己実現とかを含めて、自分たちの夢をかなえるという部分でいけば、友達と遊びたいとか外に行きたいとかという部分で、親が閉じ込めているっていうのに近いと思うんですけど、親としては、いや外に行ったらけがするからという理由で、難しい部分があると思うんですね。保護者とも話はできるんですけども、強制的にするわけにいかないから、お母さんもある程度いろいろ苦しんでいる当事者であると思うんですけども、そういった部分できめ細かな対応というか、新しい課題なのかもしれませんが、何とか子供たちが将来自分の夢に向かっていけるような形で、何とか社会につながりができるような形でというふうにぜひ頑張ってもらえたらと思っております。これは意見です。

子ども憲章については、今、世知辛い世の中になっていますけども、ぜひ、子供たちが安心して暮らせるんだと思ってもらえるような、どうせつくるなら、またお題目的な形じゃなくて、実際にああそうだなと実感して、言葉だけじゃなくて、本当に北九州はやっているな、北九州の大人たちもやっているなど思ってもらえるような中身にしていってもらいたいなと要望しておきます。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありますか。西田委員。

○委員（西田一君） 年次報告の中で、警察と一緒に立ち入った、令和4年度1件というのがあったんですけど、これは、お話しいただける範囲で、どういう状況だったのかとか、どういう結果になったのかとかいうのを教えてほしいのが1点と。

それと、御承知のとおり、子どもを虐待から守る条例は我々議会で作ったものです。その中に、児童相談所の機能強化を条文としてうたっています。先ほど御説明がありました、法定の人員配置は満たしているということだったんですが、法定の人員配置と、僕らが条例で作った文言、児童相談所の機能強化の部分は、本当に現状に即して十分に人員配置をしてほしいという意味で条文をつくったんですよ。今、先ほどの御説明だと、法定の人員配置はクリアしているというような御説明だったかなあと思うんですが、要は法定の人員配置が現状に鑑みて足りているか足りていないかということは間々あることなので、本当はもうちょっと欲しいんですけどとかということがあれば、ここはぜひ、我々は条例を思いを込めて作った側なので、忌たんのない御意見をいただきたいなと思います。

○委員長（村上直樹君） 児童虐待対策担当課長。

○児童虐待対策担当課長 まず1件目の、警察官の同行の件ですけども、この表にございます立入調査、警察官の同行、臨検・捜索、全て1件と入っておりますが、1つの事案でございま

す。

簡単にケースを申し上げますと、保育所から区の子ども・家庭相談コーナーに、本来登園するようになっていたんだが本児が登園してこないというところでまず通報があったものでございます。そこから約20日間程度、子ども・家庭相談コーナーとかで訪問を繰り返していたんですけども、結局安全確認ができませんでしたので、まず立入調査を行い、それでも児童の安全が確認できませんでしたので、警察官の同行を得た上で、最終的には臨検まで行った結果、児童の安全は確保され、そのまま一時保護となりました。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長 体制の件について、西田委員のおっしゃるところと山本委員のおっしゃることと結構似通ったところがあったかと思えます。私の答弁が足りなかったところもあったかと思うんですが、先ほど法定のお話をさせていただきました令和5年度70人の児童福祉司、しっかり充足させていただいているというところで、それで、あくまで法定の部分というところであって、実際その動きとしてこの人数でどうなのかというところのお話かと思いません。

確かに今、難しいケースというのはかなり増えてきております。一昔前の、説諭をして心にしみるような、そういったケースというのもかなり減ってきて、個々のお子さん、親御さんも含めてなかなか説諭だけではというところで難しいケースがかなり増えてきております。確かに、職員の疲弊というのも以前に比べてかなり出てきている部分はあるかと思えます。

それで、ベーシックなところでワーク・ライフ・バランスとか、そこら辺も十分に考えて職員管理もしていきたいところではあるんですが、なかなかそれも、最低限はクリアできるんですが、難しいところはございます。現場の声といたしましては、やはり法定は法定でございますが、それはもう潤沢に職員配置がされればと思っております。ただ、どうしても、市全体で考えましてもかなりの人員を児童相談所に割いていただいているところもございます。ですから、訴えとしては、当然ながら余裕を持ったところで訴えてはいきたいと思うんですが、それはずっと続けていきたいと考えております。

あとは、職員さんが働きやすくなるように、組織の形でありますとかそういったところで、あとは係長のマネジメントでありますとか課長も含めて、そこら辺にしっかり注力しながら、職員さんが働きやすいように、まずは現有の職員のことを考えてやっているというのが現状でございます。ただ、すいません、ちょっとまとまりのない話になりましたが、やはり人は多ければ多いほうがいいです。それはもうどこの職場でもそういうふうに思っているかと思えます。以上です。

○委員長（村上直樹君） 西田委員。

○委員（西田一君） 例えば、想像なんですけど、難しいケースを担当した担当の方がずっとそのケースを担当するのが精神的にきついなといった場合に担当替えになることもあるのかと思

うんですが、そういったときに、今度、対象の子供であったり家族というのは、担当が替わるとまたペースが狂っちゃうというようなこともあるのかなあとと思って、そういった具体的などころを考えると、次長がおっしゃったように、人員体制は多ければ多いほうがいいと、ただ、多ければ多いほうがいいというのを人事当局とか財政当局には言ってもなかなか通用しないということではあるんですが、法定さえクリアしとけばいいじゃないかという人事当局、財政当局の考え方は僕は間違っていると思うんで、そこはやはり、我々もそうなんですけど、条例にこういうふうに定めているんだから、そこをきちんと理解した上で人員配置についてはちゃんと考えるようにというのは、人事当局、財政当局にはこれからも我々も折に触れて言っていけないといけないと思いますんで、そこは頑として譲らず、強く要求していただきたいなと思います。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありますか。

ほかになければ、本日は以上で閉会いたします。

保健福祉委員会 委員長 村上直樹 ㊟

保健福祉局障害者支援課長の発言の訂正について

6 ページ31行目

【誤】 4か所、初乗り運賃で運用している政令市もございます。

【正】 3か所、初乗り運賃で運用している政令市もございます。

7 ページ14行目

【誤】 初乗り運賃を適用している都市としては、さいたま市、千葉市、名古屋市、

【正】 初乗り運賃を適用している都市としては、さいたま市、名古屋市、

7 ページ16行目

【誤】 さいたま市は54枚、千葉市は30枚、名古屋市は96枚となっています。

【正】 さいたま市は54枚、名古屋市は96枚となっています。